

警報発令時の対応について

I 気象警報が発令された場合

- (1) 午前6時30分までに暴風警報が解除されない時は、臨時休校とします。
 ※ 午前6時30分までに暴風警報が解除された場合は、原則、登校となりますが、安全確保を最優先してください。
- (2) その他警報（大雨・大雪・高潮・洪水・波浪）が発令されている時は、原則として登校とします。
- 増水等で危険な場合は、各ご家庭の判断で休ませて下さい。
 - 特に危険や登校困難が予想される時は、町教育委員会と協議の上、休校とすることがあります。その時は、メール連絡・電話連絡を通じてお知らせします。

II 震度5弱以上の地震が発生した場合、および

特別警報・津波警報・大津波警報が発令された場合

発生時の状況	措置
登校前	<u>休校とします。</u> 登校できる場合はメール連絡・電話連絡でお知らせします。
登下校中	<u>家または学校のどちらか近い方に避難します。</u> 学校に避難した児童については安全を確保し、保護者に連絡して迎えに来ていただきます。 ○連絡がつかない場合も考えられますので、各ご家庭で判断して迎えに来てください。
在校時	<u>児童の安全を確保し、学校で待機します。</u> 各ご家庭から <u>迎えをお願いします。</u> ○可能な限りメールで連絡します。
放課後在宅時	<u>翌日は、原則として自宅待機とします</u> （職員は出勤）。 学校施設の安全を確認し、決定事項をメール連絡・電話連絡します。

※ 配慮していただきたいこと

- 変災時における電話連絡は、電話が混み合いますので、学校からの連絡を優先していただき、学校へのお問い合わせはご遠慮ください。
- 警報が出ていない時でも、お子さまの安全を第一に考え、天候や道路や河川・用水の状況に応じて休ませて下さい。休ませる場合は、学校まで連絡をお願いします。
- メール連絡を登録していない方は、お知り合いの方から連絡を回していただくようにしていただくと、学校からの電話連絡より早く連絡が届くと思いますので、ご準備ください。

- ※ 学校は、『休校』または『児童が自宅待機』となっている場合でも、『地域の避難所』として開放することがあります。状況に応じてご利用ください。

このお知らせは大切です。よく見えるところに貼っておいてください。